

端数相当株式任意売却許可申立書（株式の併合の場合）

収入印紙

1,000円

貼 付

端数相当株式任意売却許可申立書

(※ 割印不可)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

東京地方裁判所民事第8部 御中 注1

申立人代理人弁護士 ○ ○ ○ ○ 印

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

申 立 人 ○ ○ 株式会社

同代表者代表取締役 ○ ○ ○ ○

(送達場所) 〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇法律事務所

同代理人弁護士 ○ ○ ○ ○

T E L 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

F A X 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

申立ての趣旨

「別紙株式目録記載の株式を1株当たり金〇〇円で任意売却することを許可する。」との裁判を求める。注2

申立ての理由

- 1 申立人は、その普通株式が〇〇証券取引所に上場されていた株式会社（振替株式の発行会社）である。
- 2 申立人は、非上場化を目的として、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの間、申立人の普通株式につき、買付価格を1株当たり△△円として、金融商品取引法による公開買付け（以下「本件公開買付け」という。）を実施し（甲第2及び3号証）、その結果、普通株式〇〇株を取得した（甲第4号証）。
- 3 申立人は、本件公開買付け後、令和〇〇年〇〇月〇〇日開催の臨時株主総会において、申立人の普通株式について、令和〇〇年〇〇月〇〇日を効力発生日として、〇株を1株の割合で併合すること（以下「本件株式併合」という。）を承認する旨の特別決議をした（甲第5号証）。

なお、反対の議決権行使（議決権の代理行使を含む。）をした株主は、いなかった（甲第5号証）。
- 4 申立人は、定款において電子公告を公告の方法と定めているため、本件株式併合に際し、以下の各公告を電子公告により行ったが、その公告期間中に公告の中断はいずれも生じていない（甲第1、第6ないし8号証）。
 - (1) 基準日の2週間前よりも前である令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの間、臨時株主総会招集のための基準日設定についての公告（会社法124条3項）
 - (2) 本件株式併合の効力発生日の20日前より前である令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの間、本件株式併合に係る会社法180条2項各号に掲げる事項についての株主に対する通知に代わる公告（会社法181条1項（ただし、会社法182条の4第3項の規定により、「2週間」を「20日間」と読替え）、社債、株式等の振替に関する法律161条2項）
- 5 さらに、申立人は、会社法182条の2の規定による事前開示手続とし

て、本件株式併合の効力発生日の20日前より前である令和〇〇年〇〇月〇〇日以降、本件株式併合に係る会社法180条2項各号に掲げる事項等を記録した電磁的記録を、本店に備え置くとともに、株主の閲覧等の請求に供している（甲第9号証）。

6 本件株式併合により、別紙株式目録記載のとおり、1株に満たない端数の合計数（ただし、その合計数に1に満たない端数がある場合にあっては、これを切り捨てる。）に相当する数の普通株式（以下「本件端数相当株式」という。）〇株が生じた（甲第10号証）。

7 本件端数相当株式〇株は、競売されるべきものである。

しかし、申立人の普通株式は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇証券取引所を上場廃止となっており（甲第11号証）、現在は市場価格のない株式であって、本件端数相当株式〇株を競売しようとしても、買受人が現れる可能性はほとんど期待できない。

8 公認会計士〇〇作成の株価算定書（甲第12号証）によれば、本件株式併合の効力発生日における株式併合前の申立人の普通株式の価格は、1株△△円である。

本件公開買付けにおける申立人の普通株式の買付価格は1株△△円であり（甲第4号証）、前記の事前開示手続として備置き等がされている電磁的記録においても、同価格を基礎として端数相当株式の処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額を算出することは相当性があるとされている（会社法182条の2、会社法施行規則33条の9第1号ロ。甲第9号証）。

本件公開買付けの開始日以降、本件株式併合の効力発生日までの間に、申立人の株式価値が大きく増減するような重要な後発事象は特段生じておらず、その株式価値に重大な変更はないので、本件株式併合の効力発生日における株式併合前の申立人の普通株式の価格も、本件公開買付けにおけ

る買付価格である1株△△円を基準とするのが相当である。

以上のとおり、本件株式併合の効力発生日における株式併合前の申立人の普通株式の価格は1株△△円であるというべきであるから、株式併合後の申立人の普通株式の売買価格は1株当たり〇〇円となる。

9 本件株式併合により生じた本件端数相当株式〇株を1株当たり〇〇円で売却すると、本件端数相当株式の株主に対し、本件株式併合をする前の普通株式1株当たり△△円（本件公開買付けの買付価格と同額である。）の交付が可能となる。

10 申立人は、令和〇〇年〇〇月〇〇日開催の取締役会において、裁判所の許可を条件として、本件端数相当株式〇株全部を申立人において1株当たり〇〇円（合計××円）で買い受けることを決議した（甲第13号証）。

11 よって、申立人は、会社法235条2項が準用する会社法234条2項に基づき、本申立てをする。

証拠書類 注3

甲第1号証	定款
甲第2号証	公開買付開始電子公告
甲第3号証	意見表明報告書
甲第4号証	公開買付報告書
甲第5号証	臨時株主総会議事録
甲第6号証	臨時株主総会招集のための基準日設定電子公告
甲第7号証	令和〇〇年〇〇月〇〇日付け株式併合の電子公告
甲第8号証	電子公告調査機関の調査結果通知書
甲第9号証	「株式の併合に関する事前開示事項」と題する電磁的記録の写し
甲第10号証	端数相当株式目録

- 甲第 1 1 号証 上場廃止銘柄一覧
- 甲第 1 2 号証 株価算定書
- 甲第 1 3 号証 取締役会議事録
- 甲第 1 4 号証 取締役の同意書 注 4

添付書類

- 申立人の履歴事項全部証明書 1 通
- 委任状 1 通 注 5
- 甲号証写し 各 1 通

以 上

注 1 本申立の管轄裁判所は、申立人の本店所在地の地方裁判所になります。なお、東京地方裁判所の管轄は、東京 2 3 区及び伊豆諸島、小笠原諸島の島しょです。それ以外の東京都の地域は、東京地方裁判所立川支部（〒 1 9 0 - 8 5 7 1 東京都立川市緑町 1 0 番地の 4）になります。

注 2 通常の場合の記載です。

注 3 事案によっては、ここに記載された疎明資料のほかにも、提出を求めることがあります。

注 4 取締役が 2 人以上あるときは、その全員の同意によって申し立てなければなりません（会社法 2 3 4 条 2 項後段、2 3 5 条 2 項）。この場合、申立書に記載された（代表）取締役以外の取締役全員の作成名義であることが必要です。

注 5 代理人による申立ての時は、委任状が必要になります。

(別紙)

株 式 目 録

普通株式〇株

ただし、申立人の令和〇〇年〇〇月〇〇日開催の臨時株主総会決議に基づく株式の併合に際して生じた、普通株式1株に満たない端数の合計〇株（ただし、合計数のうち1株に満たない端数は切り捨て）

以 上